

ちょっと待って、道民として
核のゴミを考えよう 【1】

今なら間に合う応募撤回

常田益代(北海道大学名誉教授)

10月9日、寿都町の片岡春雄町長は高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分地選定にむけた文献調査へ応募した。続いて同月15日、神恵内村の高橋昌幸村長も選定に向けた調査の実施申し入れを正式に受諾した。これらの判断に否応なく影響を受けることになる道民のひとりとして、核のゴミの問題点をいくつか考えてみたい。(10月31日現在)

意思決定プロセス制度の不条理

北海道の人口は約528万人。寿都町議会は定数9人、神恵内村議会は定数8人だから、どちらも5名の議員の賛成で事は決まる。率にすれば全道528万人の生活と遠大な将来が0・000095%の人の意思で左右されることになる。このような小さな村や町の議員の1票は道民が選出した知事や道議員が足元にも及ばないほどの力を持つ。国と関連機関には都合のよいことだろうが、道民から見れば不条理な制度だ。

高レベル放射性廃棄物の最終処分地調査が及ぼす影響は、一町村の財政事情に収まる問題でない。調査が始まれば、それだけで全道のあらゆる基幹産業に負のイメージがつきまとい始める。ひとつたび負のイメージが出来たら、それを覆すことは極めて難しい。調査後、実際に最終処分施設が動き

出せば負のイメージは現実の恐怖になる。

今回の寿都町の応募決定と神恵内村の調査受け入れに要した時間は、わずか5〜8週間だった。この超スピードを可能にしたのは、片岡町長による住民投票拒否と「肌感覚」の決定、高橋村長による受諾事後報告会という住民軽視だった。「説明会」は経産省と地層処分実施事業者である原子力発電環境整備機構(NUMO)側からの情報のみ。NUMOは経産省令の下で実施計画を立てるが、100%電力会社の共同出資による法人であるから、れっきとした原子力ムラの住人なのだ。

原発は計画・建設・稼働・廃炉で約100年だが、そこから出る猛毒の核のゴミは半永久的に管理しなければならない。いったい誰が責任を持てるというのか。全道の現在と10万年以上という遠い将来に暗い影を落すことになる重要事項の決定プロセスには、多くの市町村の声が反映されねば

ならないだろう。

この点で参考になるのは「茨城方式」と呼ばれるもので、東海第二原発の再稼働には県と立地市町村だけでなく、周辺自治体の同意も必要とされている。地元とはいったいどこまでを指すのか。2014年、関西電力大飯原発3・4号機の運転差し止め訴訟で、再稼働を認めない判決を下した福井地裁の樋口英明元裁判長の言葉を借りれば、「地元同意」というのは原発事故が起きた時の被害が及ぶ地域が了解することとなる。

もうひとつは環境問題における市民の権利を保障するオース条約(1998年国連欧州経済委員会採択)だ。この条約は、①環境情報の入手権、②意思決定プロセスへの住民参加権、③司法へのアクセス権、を三原則としている。条約の出発点は、1992年の地球サミットで「環境問題は、関心のある全ての市民が……意思決定過程に

(ときた・ますよ)美術・建築史家。早稲田大学文学研究芸術学専攻修士、米國ミシガン大学大学院博士課程修了。1997年北大教授、2010年退職し現在同大名譽教授。著書に「図説ロマネスクの教会堂」「図説ウィリアム・モリス・ヴィクトリア朝を越えた巨人」(河出書房新社、共著)「原発の問題は何か」(寿郎社)他。今年10月末まで「泊原発の廃炉をめざす」共同代表を務めた。

参加する機会を有しなくてはならない」とした「リ
才宣言」にある。現在EUと47カ国が締結しており、日本弁護士連合会は、日本もオース条約へ
加入するよう政府へ意見書を提出している(20
17年)。

最終処分法の地区選定手続きとは

片岡町長と高橋村長は「文献調査に応募したただ
けで、その先は決めたわけではない」と繰り返し返す。
いつでもやめられるような話しぶりだが、現実はい
そう甘くない。ちよつと立ち止まり、現行の「特
定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(200
0年6月7日施行、以下処分法)をしつかり理解
しよう。

処分法の第三章に概要調査地区等の選定の進め
方を説明した条文がある。六条は概要調査地区を
選定するための文献調査、七条は精密調査地区を
選定するための概要調査、八条は最終処分施設地
を選定するための精密調査を記している。要注意
なのは、どの段階も次の段階へ進むための調査で



核のゴミについて警鐘を鳴らす常田
益代さん

あることだ。

要約すると、六条は文献調査をして地層の著し
い変動の記録がなく、変動が生ずるおそれが少な
いと見込まれるなどの事項に適合していると認め
るものの中から概要調査地区を選定しなければな
らない、と規定する。同様に七条は対象区域とそ
の周辺の地層について概要調査をし、地震などの
変動、地層をつくる岩石、活断層、破碎帯または
地下水の流れのいずれにも適合していると認める
ものの中から精密調査地区を選定しなければなら
ない、とある。八条は精密調査の結果、対象区域
の地層の物理的性質が最終処分地に適していると
見込まれ、腐食のおそれがなく見込まれ、水流
が地下施設の機能に障害を及ぼすおそれがなく
見込まれるものの中から最終処分施設建設地を選
定しなければならぬ、とする。

これらの条文を簡潔に記したのが経産大臣が出
した「特定放射性廃棄物の最終処分に關する基本
方針」(2015年5月22日改正)で、「法律の規定
に従い、……概要調査地区の中から精密調査地区
を、精密調査地区の中から最終処分施設建設地を
選定する」と記し、入れ子構造で地区選定を進め
最終処分地へ至る仕組みを示している。

逆に言えば一度調査が入ったら、よほど地質上
の不適合が認められない限り進んでいくというこ
とだ。そして地質調査を行なうのが処分事業者の
NUMOであり、調査結果で先のリスクがないと
見込まれればOKで、それ以上の適・不適の判断
基準は明記されていないことにも留意しよう。

とはいえ、応募したから万事休すということでは
ない。応募を早い段階(交付金を受け取る前)で
撤回した例として高知県東洋町がある。この時は、
住民の反対の中で応募した町長に対し町議会が辞
職勧告を決議、隣接自治体の議会も反対を決議し
た。そして住民がリコール署名を始める直前に町
長が辞任。出直し町長選挙となり、誘致反対の候
補者であった澤山保太郎氏が圧勝した。新町長は
文献調査への応募取り下げを申し入れ、経産省と
NUMOは住民の反対運動の前で断念せざるを得
なかった。その後、東洋町は「東洋町放射性廃棄
物(核燃料・核廃棄物)の持ち込み拒否に関する条
例」(2007年)を制定した。

この間、当時の橋本大二郎知事も「札東で頬を
はたくやり方」と国を批判し、一貫して反対した。

北海道と全国の核のゴミ

自分が生んだゴミは自分で責任を持つ。山でも
海でもこれが基本ではないか。核のゴミを生んだ
のは原発という発電方法を選んだ電力会社である。
ここで原発を持つ電力各社が、現在冷却プール
の中に一時保管している使用済み核燃料集合体の数
を比較してみよう。泊原発には981体、これに
対し東電は33倍の3万2547体(2018年現
在)、関電は約8倍の7728体、中部電力が6
542体、東北電力2790体、中国電力267
8体、九電2304体、四国電力1678体と続
く。保管中の使用済み核燃料だけでも、北海道の
981本に対し、道外の合計はその57倍の5万6

267体にもなり、桁違いに多い。

しかもこの数字には、電力各社が一時保管後、再処理のために英国とフランスと青森県六ヶ所村の中間貯蔵施設へ搬出した相当量の集合体は含まれていない。ちなみに、これらの使用済み核燃料は、日本では再処理してMOX燃料にするという前提で「資源ゴミ」扱いである。よって、会社のバランシートでは今のところ「資産」として計上されている。国がもし核燃料サイクルを断念したら、海外のほとんどの国のように、使用済み核燃料は直接処分される高レベル放射性の「廃棄ゴミ」となる。

国が現実には破綻している核燃料サイクルを続けるなら、これら膨大な量の使用済み燃料は再処理され、その過程で出る放射線量の極めて高い廃液(近くに寄るだけで数秒で致死)はガラス原料と混ぜて固化体となる。今、問題となっている地層処分の核ゴミは核燃料サイクルから生まれるものを対象としている。北海道は道外の原発を源とするこうした核のゴミを一手に引き受けるといえるか。調査に応募するということは、その第一歩を許すことに繋がる。全国の核のゴミを念頭に経産省とNUMOが計画する最終処分方法は地層処分ありきで出発し、地質条件もそんなに心配しないで大丈夫、人工バリアで対応できるからというものだ。結果、「科学的特性マップ」で国土の65%ほどが最終処分地として「好ましい」になってしまった。人工バリアで万年単位に対応？ またしても安全神話だ。

その処分地の規模は半端でない。ガラス固化体(第一種特定放射性廃棄物)が4万本以上、MOX燃料の加工過程で発生するTRU(超ウラン元素)含有の核のゴミ(第二種特定放射性廃棄物)が1万9000m以上処分できるスペースを確保するために、地上施設1~2km程度、地下300m以上に設けられる地下施設6~10km程度、地下坑道の総延長200kmという壮大なスケールだ(NUMO広報用冊子2017年度版)。

六ヶ所村の再処理工場は2020年7月原子力規制委員会の審査に合格した。となると、いま国が喉から手が出るほど欲しいのは最終処分地だ。寿都町の応募と神恵内村の応諾は、核燃料サイクルとガラス固化体の地層処分方法を認めたことを意味する。

経産省が文献調査への応募を大歓迎するもうひとつの理由は、最終処分地の目星がついたなら堂々と原発を推進できるからだ。菅首相はさつそく10月26日の所信声明で「2050年までの脱炭素社会実現」を大義名分に「再生可能エネルギーのみならず、原発を含めた選択肢を追求する」と述べ、これを受けた世耕元経産大臣は「再稼働を進め、新技術を取り入れた原発の新設検討も重要」と踏み込んだ。日本のエネルギー政策はこうして世界の潮流からさらに取り残されていく。

最終処分の大前提はまず廃炉

北海道を構成する全市町村はその一員として「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべ

きであり、受け入れ難いことを宣言する」とする北海道条例(2000年10月24日施行)を遵守すべきだ。そして全国の最終処分地選定に向けた調査に応募する前に、北海道(正確には北電)の核のゴミをどうするか考えるのが先ではないか。

核のゴミの行方を考える時の大前提は、まずこれ以上増やさないこと。即ち、泊原発を安全に廃炉にする事だ。その上で、核燃料サイクルを前提とした地層処分为白紙に戻し、ゼロから見直すべきだろう。現時点で確かなのは、どのように処分したら万年単位の未来まで安全が保証できるか解がないということだ。この問題について日本学術会議は、科学の限界を指摘した上で、地層処分を抜本的に見直し、地上での「暫定保管」と「総量管理」を提言している(2012年9月11日)。粘り強く長期間に亘って研究を進めるしかない。

原発に手を染めた世界中の国々が核のゴミの前に頭を抱えている。10年以上も先の安全を保証できる国はない。ましてや四つのプレート境界上の日本列島は世界に冠たる地震大国で、未確認の活断層の数も正確なところは専門家にも判らない。一方、日本列島の地殻変動がいかにダイナミックであるかは、北海道の昭和新山(標高398m)や最近の西之島の誕生と急成長を見れば一目瞭然だ。東日本大震災も胆振東部地震も予知できなかった。今日の知見が不十分だからこそ、科学者は調査と研究を続けているのだ。

自然を侮ってはいけぬ。地球は生きているのだから。